



令和8年度禁煙支援事業のお知らせ



禁煙したいけどなかなか踏み切れなかったあなた！
この機会に、禁煙にチャレンジしてみませんか？

○ 「禁煙支援事業」とは？

禁煙に取り組む職員を支援することにより、生活習慣病等を予防し、健康の保持増進に資することを目的に実施するものです。

○ どんな支援が受けられるの？

医療機関において禁煙外来治療を受診し、治療が終了した公立学校共済組合福岡支部の組合員本人に対し、継続的な健康づくりへの支援として QUO カード3,000円分と禁煙認定証を進呈します。

○ 手続方法

「禁煙外来治療終了報告書」に必要事項を記入し、令和9年3月31日までに公立学校共済組合福岡支部宛てに提出してください。(詳しくは所属の共済事務の担当者にお尋ねください。)

禁煙治療とは・・・？

2006年4月から、健康保険で禁煙治療が受けられるようになりました。

禁煙補助薬を使ったり、医療機関で禁煙治療を受けたりすると、自力で禁煙する場合に比べて禁煙の可能性が3～4倍アップすると言われています。

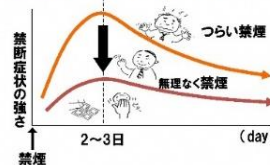
「比較的楽に」「より確実に」そして「あまりお金をかけずに」禁煙するためにも、医療機関を受診して禁煙治療を受けることをおすすめします。

(参考・引用文献)
・厚生労働省「喫煙者用リーフレット」
・禁煙治療のための標準手順書(第8.1版、2021)

禁煙治療を利用することのメリット



①比較的楽にやめられる



②より確実にやめられる

禁煙の可能性が
自力に比べて3～4倍アップ

(Kasza KA, et al: Addiction. 108: 193-202, 2013)

③あまりお金をかけずにやめられる

保険による禁煙治療とタバコ代の比較 (いずれも12週分の費用)

ニコチンパッチ (貼り薬) 13,090円

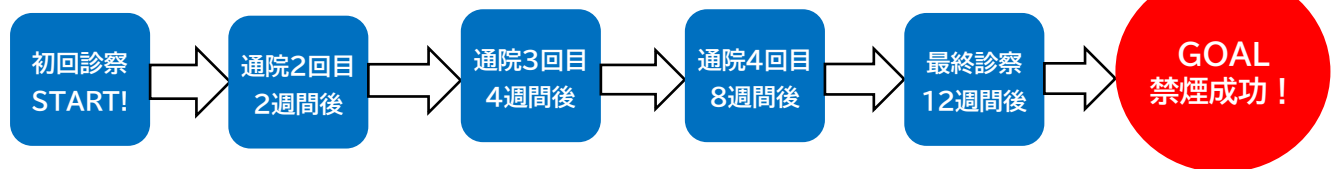
バレニクリン (のみ薬) 19,960円

タバコ代 (1箱580円、1日1箱) 48,720円

VS

(注1) 保険による禁煙治療の自己負担は3割として計算
(注2) ニコチンパッチは8週間、バレニクリンは12週間の標準使用期間として費用を算出

□ 標準的な禁煙治療の流れ



□ 福岡県内の禁煙治療に保険が使える医療機関はこちら(日本禁煙学会HP)→



健康保険で禁煙治療が受けられる医療機関
は「日本禁煙学会 HP」で検索できるよ。

日本禁煙学会禁煙外来



主催: 福岡県教育委員会・公立学校共済組合福岡支部

問合せ先: 公立学校共済組合福岡支部福祉係 〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL:092-643-3869